令和７年４月２２日

各　位

羽後信用金庫
理事長　藤田　直人

業務改善計画の提出について

当金庫は、令和７年３月２１日付業務改善命令に基づき、令和７年４月２１日、東北財務局に業務改善計画を提出いたしました。

本件につきましては、日頃から当金庫をご支援、ご愛顧いただいておりますお客さまをはじめ、関係者の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫はこのような事態に至ったことを重く受け止め、今回策定した業務改善計画を着実に実行することで、マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化を図り、役職員一同、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

なお、本計画の概要は別紙のとおりです。

業務改善計画

当金庫は、今回の命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、本計画の着実な実行により、適切な業務運営を確保するため、役職員一同、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

【発生事案の概要】

(1)　当金庫は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）で対応が求められている、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）リスク管理態勢の整備について、令和３年４月に、令和６年３月末を期限として、経営陣の主導的な関与のもとで確実に実施するよう金融機関全体が要請を受けていたにもかかわらず、期限までに態勢整備を完了しておりませんでした。

(2)　また、当初の報告では対応済としていた項目についても、当局検査による確認の結果、対応未了となっていた項目が多数判明するなど、ガイドラインで対応が求められる事項の大半が対応未了となっておりました。

(3)　期限までに態勢整備が完了することができなかったことを受けて、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づく報告徴求命令に対する改善対応策として「コンプライアンス委員会の開催」や「担当部署の増員」等を行う旨を当局に対して報告したものの、当該改善対応策は実質的に機能しておらず、十分な改善に繋がっておりませんでした。

(4)　さらに、当局検査において、実効性のあるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の早急な整備を行うよう指摘を受けたにもかかわらず、抜本的な改善策を講じることができませんでした。

Ⅰ．態勢整備が出来なかった根本原因

- 経営陣において、マネロン・テロ資金供与リスクの重要性にかかる理解が不足しており、経営陣の主導的な関与を怠っておりました。
- 経営陣において、当金庫におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理業務の実態を十分把握しておらず、態勢整備に必要な人材配置等、必要な経営資源の配分ができておりませんでした。
- 営業部門（第１線）、管理部門（第２線）および内部監査部門（第３線）の各部門で必要とされる知識の習得にかかる体系的な研修が不十分であり、マネロン・テロ資金供与リスク管理にかかる知識・理解が不足しておりました。
- マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢整備に向けて、組織横断的な取組みとして令和６年７月よりコンプライアンス委員会を立ち上げたものの、形式的な進捗報告

等を行う場に留まっており、改善に向けた議論を行う場として機能しておりませんでした。

Ⅱ．マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスク管理態勢整備を早急に完了し、かつ態勢整備後においても実効性のある態勢を維持していく必要があることから、外部の知見・人材を活用することも含めて、人材配置等必要な措置を講じること。

1. 内部における人材配置

限られた職員数の中で、マネロン・テロ資金供与対策が重要な経営課題であることを認識したうえで、経営陣は継続的な態勢整備を図るための手段を講じます。

具体的には、マネロン対策の中核的役割にある事務統括部の下に、新たにマネロンチームを立ち上げます。メンバーにおいては現在まで事務統括部に在籍し、事務統括部業務とマネロン対策業務を兼務していた２名を令和７年４月１８日付でマネロン対応業務の専担とすることで、実質１名の増加となります。

更にマネロンチームに総務部兼務ながら令和７年４月１８日付で１名を加え、３名での対策チームで、対応未了項目の早期完了と、マネロン・テロ資金供与対策のＰＤＣＡサイクルの実践を図ります。

また、マネロンチームの内、専担者２名はマネロン担当役員である常勤理事の管理下におくことで、独立性を確保致します。

専担とした２名が担っていた既存業務については、新たに部長を置き対応します。

2. 外部人材の活用

令和７年４月より信用金庫業界の中央金融機関である信金中央金庫コンプライアンス統括部のサポートを受け、マネロン・テロ資金供与対策の態勢整備に取り組みます。

これにより、対応未了となっているマネロン・テロ資金供与対策項目の実施や問題の洗い出し、対応後の検証方法について信金中央金庫の知見を借り、態勢維持のためのフローを確立します。

3. 人材配置に向けた取組

マネロン・テロ資金供与対策における各店舗での対応力の強化や本部機能の強化を含めて、円滑な営業を行うためには適正な人材配置が必要であり、その目的を達成するため、店舗集約や機械化等を含め、人員配置に向けた最適化が図られるようにコンプライアンス委員会で検証し、常務会で最終決定を行ってまいります。

加えて、近年におき退職者が多く発生し、少人数店舗制による職員負担が増加しておりますが、昼休業や半日休といった働き方の自由度が得られるような検証を行い、働き甲斐のある職場づくりを目指すことで、将来的な人員確保と有効な人事配置に繋げられるような仕組みづくりを３年以内に進め、第１線の水際対策の強化に繋げるものです。

4. 職員の知識取得に向けた取組

マネロン・テロ資金供与対策の前線である営業店職員および本部職員の階層別研修や資格取得に向けた取組を継続するため、マネロン担当役員及びマネロンチームにより必要とする研修科目を選定し、研修担当部である総務部が他の研修日程との調整を行い、職員の知識取得や能力向上に努めます。

Ⅲ. 組織横断的な態勢を構築するために設置したコンプライアンス委員会において、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実効性を確保するために必要な措置を講じること。

1. 本部各部の横断的な取組の強化

令和６年７月にコンプライアンス委員会を設立しておりますが、マネロン・テロ資金供与対策に係る議論は深まってはおりませんでした。

この反省を踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策に係る問題等に対しては、事前に問題点の内容を部長に伝達するとともに、各部長の知見・所管を踏まえた発言を促すことで、会議体の活性化を図っていきます。

2. 外部人材の活用について

コンプライアンス委員会のオブザーバーとして、信金中央金庫のコンプライアンス統括部および東北支店職員に参加いただき、その知見を取り入れながら、実効性のある管理態勢を構築してまいります。

具体的には、令和７年４月２２日から、毎月２回開催するコンプライアンス委員会に参加して頂き、専門的見地からの助言・指摘をいただくことで、当金庫メンバーのマネロン・テロ資金供与対策における意識改革が図られ、加えて問題点対応策の共有や議論の活性化、更には当金庫内での組織横断的な連携に繋がるものと捉えております。

3. コンプライアンス委員会の実効性確保

コンプライアンス委員会において、経営陣が参加の下、管理態勢の実効性を検証しながら、報告・議論状況を把握・検証することで、原因が経営資源の配分にある場合には、経営陣主導で態勢の見直しを図ります。

Ⅳ. 今回の処分を踏まえた責任の所在の明確化を図るとともに、上記Ⅱ～Ⅲを確実に実行し定着を図るために、経営陣による積極的な実態把握や必要な指示等の主導的な関与をはじめとするガバナンスを抜本的に強化すること。

１. 責任の所在について

マネロン・テロ資金供与対策に向けた態勢整備が令和６年３月まで対応できなかった最大の要因は、経営陣にあることを認識し、マネロン・テロ資金供与対策のみならず、金融機関に求められる業務が円滑に回るよう改善や効率化を進めてまいります。

２．責任の明確化

上記のような事態に至ったことを重く受け止め、代表理事である会長において代表を辞任いたしました。

また、以下のとおり役員報酬の減額処分を致しました。

会長　　役員報酬の３０％　（３ヵ月）

理事長　　役員報酬の４０％　（３ヵ月）

常勤理事　けん責処分

３．ガバナンスの強化について

これまで、経営陣からの指示や意見はどちらかというと一方通行であったことや、議論が形式的であったことを改め、問題解決に向けたディスカッションに重きを置き、実質的な議論や適時適切な意思決定を常態化させます。

また、役員の増員により、担当部署の業務執行を分担することで、ガバナンスの強化に繋げます。